

住宅サポートローン（しんきん保証基金）の商品概要説明書

2024年9月

ご利用いただける方	<p>(1) 申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付住宅ローン(有担保)が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者(予定者を含む)も対象 ① 本審査結果が「可決」、「条件付可決」(条件を満たせるものに限る)のいずれか(回答有効期間内のものに限る) ② 契約中で貸付実行日から6ヵ月以内</p> <p>(2) 申込時年齢が満20歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方</p> <p>(3) 安定継続した収入がある方</p> <p>(4) 日本国籍を有する者または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方</p> <p>(5) (一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>(6) 当金庫の会員資格のある方 ① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方および事業所を有する方</p> <p>(7) 信用上問題がない方</p> <p>(8) 意思無能力者に該当しない方</p> <p>(9) 反社会的勢力でない方</p>
お使いみち	<p>① 当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する 自家用自動車(オートバイ、自転車を含む)の購入等にかかる資金 ※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、 運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含みます</p> <p>③ 申込人が当庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借 換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限りです。</p> <p>【対象とならないお使いみち】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業資金・個人間売買による購入資金・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業者の場合
ご融資金額	<p>500万円以内で、1万円以上1万円単位でご利用できます。</p> <p>※今回の申込金額と既存の当庫取扱分及び、他金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む)の現在残高の合計額は3,000万円以内とします。</p>
ご融資期間	<p>3ヵ月以上50年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内</p>
ご融資利率	<p>変動金利(当金庫住宅ローンプライムレートを基準に年2回変動)</p> <p>① 借入時の適用利率は、4月1日・10月1日現在(以下、基準日といいます。)の当金庫の「住宅ローンプライムレート」を基準といたします。</p> <p>② 借入後の適用利率は、基準日現在の基準金利と前回基準日における基準金利を比較して、その利率に差がある場合に金利を見直し、基準金利の変動に伴って引き下げられ、引き上げられ、それぞれ5月・11月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>③ 現在の融資利率につきましては当金庫の窓口にお問い合わせください。</p>
担保・保証人	<p>(一社)しんきん保証基金が保証いたしますので担保・保証人は原則必要ありません。 保証会社へ支払う保証料は、お利息に含まれており別途支払は不要です。</p>
ご返済方法	<p>・毎月元金均等または元利均等割賦返済(元金返済据置期間は1年以内) ※ご融資金額の50%以内で6ヵ月ごとのボーナス併用返済もできます。</p>
ご支払方法	<p>購入先等に振込 ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当金庫の判断で振込しなくても可 ※支払済資金は除く</p>

手 数 料	<p>(1) 繰上返済手数料 無料</p> <p>(2) 条件変更手数料 1回当たり 5,500 円 (消費税込)</p>
ご 用 意 いた だ く 書 類	<p>〈ご本人確認資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証・パスポート等 <p>〈資金使途確認書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書・注文書・請求書等 ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等 <p>〈年収確認書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書(控)等 <p>当該住宅ローンの申込みにおいて年収確認書類を徴求している場合、または融資金額が 100 万円以下の場合には不要です。</p>
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9時～17時、電話：0565-31-1616) にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 愛知県弁護士会 (電話：052-203-1777)、東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部又は全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決を図る方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・ご返済額の計算につきましては当金庫窓口にお問い合わせください。

